

登録簿

届 出 番 号	1	-	8	-	27	開 始 年 月 日	令和8年08月20日		変 更 年 月 日		
局コード	29	局名	産業労働局			部コード	1	部名	総務部		
課コード	8	課名	国際金融都市推進課								
同一の事務を所管する課											
保有個人情報を取り扱う事務の名称		「国際金融エキスパート育成事業」に係る企画・運營業務委託									
保有個人情報を取り扱う事務の目的		国際金融都市としてのプレゼンスを高めるため、世界と伍してビジネスができる金融人材の育成を目指し、データサイエンティストや国際法務・コンプライアンスに精通したエキスパート人材の育成に向けたセミナーを開催する。セミナーの開催にあたっては、受講者管理の必要性があることから受講者の個人情報を保有する。									
保有個人情報の対象者の範囲		セミナー受講者等									
保有個人情報の記録項目	基本的事項		心身の状況		家族状況等		社会生活等			その他	
	☐ 個人番号 ☐ 識別番号 ☒ 氏名 ☐ 国籍 ☐ 本籍 ☐ 年齢 ☐ 生年月日 ☐ 性別 ☐ 住所 ☐ 電話番号 ☒ 電子メールアドレス		☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 身体の特徴		☐ 家族状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻		☒ 職業 ☐ 職歴 ☐ 思想 ☒ 学歴 ☒ 学業 ☐ 信教 ☒ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 信条 ☐ 成績 ☐ 評価 ☐ 社会的差別の原因となる個人情報* ☐ 財産 ☐ 収入 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 趣味			☐ 口座情報 ☐ その他*	
保有個人情報の処理形態		☐ 電磁的記録以外 ☒ 電磁的記録 ☐ オンライン結合									
保有個人情報の主な収集先		☒ 本人 ☐ 本人以外 ☐ 都の当該機関内等 ☐ 他の都の機関等 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☐ その他*									
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		☒ 無 ☐ 有 ☐ 都の当該機関内等 ☐ 他の都の機関等 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☐ その他* ☐ 目的外利用 ☐ 目的外提供 ☐ 法69条 1項 ☐ 法69条 2項 1号 ☐ 法69条 2項 2号 ☐ 法69条 2項 3号 ☐ 法69条 2項 4号									
外部委託・指定管理者による代行の有無		委託 ☐ 無 ☒ 有* 再委託 ☐ 無 ☒ 有* 代行 ☒ 無 ☐ 有*									
備考		委託・再委託内容 ①本事業の参加者の公募業務 ②参加者からのアンケートの作成・回収等 *を付した項目について 具体的内容等を記載									
事務を廃止した場合		廃止年月日：					文書保存期限：				